

**【人生の添乗員 (R)】からのワンポイントメッセージ**

**相続税はかからなくても遺産相続するといのお金**

発行者：牧野 F P 事務所合同会社 代表社員 牧野寿和

牧野 F P 事務所 公式サイト：<https://www.makino-fp.com>

**<第 497 号の目次>**

■ 今週のテーマ

**相続税はかからなくても遺産相続するといのお金**

■ 「人生の添乗員 (R)」からのワンポイントメッセージ

■ 「人生の添乗員 (R)」牧野寿和のプロフィール

■ 編集後記

それでは、  
今週のテーマからはじめます。

\*:\*\*

■ 今週のテーマ

**相続税はかからなくても遺産相続するといのお金**

\*:\*~\*~\*~\*~\*

親からの遺産を相続すると、

遺産をもらえることはありがたいけど、  
相続税がどのくらいかかるか、

相続する遺産によっては、  
心配することもあります。

しかし、税理士に計算してもらって、  
相続税の納付はいらなことが分かり、  
ひと安心した。

という方もいるでしょう。

しかし、相続税はいらなくても、  
お金が必要になることがあります。

そこで今回は、  
相続税はかからなくても、  
遺産相続すると必要になるお金を、  
両親が住んでいた実家を、  
相続した人を例にお話いたします。

---

#### 相続税はいらなくても必要となる税金

---

実家を相続すると、  
相続税はかからない人でも、  
別の税金の納付が必要になります。

具体的には実家（不動産）を、  
（1）相続した時に登録免許税  
（2）所有している間、  
固定資産税と都市計画税  
の納付が必要になるのです。  
順番にみていきましょう。

---

#### （1）相続した時に登録免許税

---

実家を相続した時には、  
亡くなった親の名義から、  
相続した人に土地や建物の名義を  
変更する登記をします。

この登記のことを「相続登記」といいます。

「相続登記」するときに、  
「登録免許税」という税金がかかるのです。

この相続登記の登録免許税率は、  
不動産の固定資産税評価額の 0.4% です。

実家の固定資産税評価額が 3,500 万円なら、  
登録免許税額は、  
 $3,500 \text{ 万円} \times 0.4\% = 14 \text{ 万円}$  です。

固定資産税評価額は、  
毎年 4 月すぎに市町村、東京 23 区から届く、  
固定資産税の納税通知書で、  
確認することができます。

相続登記は、相続したご自身が、  
所轄の法務局で、手続きができます。

この登記手続きを司法書士に依頼すると、  
別途、司法書士への報酬が必要になります。

なお、通常不動産を取得すると、  
不動産取得税の納付が必要になります。  
しかし、相続で取得した場合には、  
非課税です。

---

## (2) 固定資産税と都市計画税

---

所有しているあいだ納付が必要なのが、  
固定資産税と都市計画税です。

正確には、  
都市計画税は、都市計画施行区域に、  
不動産を所有していると課税されます。

この税金の納付額は、  
3 年ごとに改訂されます。

しかし、不動産価格は、  
株式市場とちがい値動きは穏やかです。  
従って、納税額が大きく上下することは、  
これからもないでしょう。

毎年の納税額がいくらなのかは、  
親が、生きている間に、

聞いておきましょう。

なお、両親が亡くなった後、  
子どもが複数いた場合に、  
この記事では誰が実家を相続するのか、  
決まっていないうき、  
決まった人が相続登記をするまでは、

実家の都市計画税を含む固定資産税は、

子どもたち全員が連帯納税義務者として、  
共同で納付する義務があります。

---

そのほかにいるお金

---

税金は、上記の(1) (2)です。  
しかし、そのほかにも、  
住宅を相続することにも限っても、

相続した住宅の維持費が必要です。

もし、相続してもすでにほかの場所で、  
暮していたならば、

実家を見に来るための交通費や、  
実家を管理してもらうための費用も  
必要になるかもしれませんし、

また、相続後に、  
実家を売却するならば、  
一時的にしる、家屋の解体費用といった、  
諸経費が必要になるかもしれません。

いずれにしても、相続した遺産が、  
収益を生むもの以外の場合は、

相続をする前より

家計支出が多くなってしまう、  
負の遺産を相続するのか、  
確認しておくことが必要です。

もしそうであれば、

親が活着ている間から、

善後策を検討して実行することが、  
相続をするにあたり大切なことです。

\*\*\*\*\*:  
■「人生の添乗員 (R) 」からのワンポイントメッセージ  
\*\*\*\*\*:

相続で税金はかからなくても、

負の相続にならないように、

親子で考え、来るべき、

相続に備えましょう！

\*\*\*\*\*:  
■人生の添乗員 (R) 牧野寿和のプロフィール  
\*\*\*\*\*:

日本で唯一「人生の添乗員 (R) 」を名乗れる

公正中立な独立系ファイナンシャルプランナー

創業 19 年目

1958 年 名古屋市生まれ、大学（東海大学卒業）以外は、名古屋で生活をする。

1982 年～2001 年 旅行会社に勤務。業務で世界各地を廻っていた時、  
日本の方と他国の方々のお金との付き合い方の違いを感じていた。  
そんな時渡米した折に、初めてファイナンシャルプランナーの存在を知り、  
日本でもこの業務の必要性を認識する。

2003 年 牧野 FP 事務所を創業。  
2018 年から牧野 F P 事務所合同会社を設立。

これまでに、延べ 1100 件以上の様々な相談に対応。

現在は、相談者へのプランニングの助言と提案を主な業務とし、

相談者に、安心できる生活が送れるように、

丁寧な業務を心がけている。

<保有資格>

- ・NPO 法人日本ファイナンシャルプランナーズ（FP）協会 CFP（R）認定者
- ・1級ファイナンシャル・プランニング技能士（資産設計提案業務）
- ・福祉住環境コーディネーター
- ・総合旅行業務取扱管理者 など

<取材協力>

メ～テレ（名古屋テレビ）「UP！」

<執筆>

「銀行も不動産屋も絶対教えてくれない！  
頭金ゼロでムリなく家を買う方法」河出書房新社

<監修>

「空き家」に困ったら最初に読む本」河出書房新社

現在、相談は、名古屋市内はもとより  
愛知、岐阜、三重県、  
首都圏や関西にも  
リモートでお会いする機会が増えました。

「人生の添乗員（R）」は、

他人を気にすることなく、  
相談者ご自身にとって  
有益な提案を心がけています。

\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:

■編集後記

\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:

親が持て余していた骨董品を、

相続されても

された方も困ってしまいます。

ましてや、

相続税までかかっては、

こんな話を聞いたこともあります！

【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

来週もご愛読のほど、  
よろしく願い申し上げます。

「人生の添乗員」「人生の行程表」は牧野寿和の登録商標です

---

■ 【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

発行：

牧野FP事務所合同会社 代表社員 牧野寿和  
〒467-0823 名古屋市瑞穂区津賀田町2-86

■登録・解除は、ご自身でお願いいたします。  
こちらから出来ます。

<http://www.mag2.com/m/0001575058.html>

■本メルマガに関するご意見・お問い合わせはこちらまで  
お願いいたします

E-MAIL : [makino.fp@beach.ocn.ne.jp](mailto:makino.fp@beach.ocn.ne.jp)

---

牧野FP事務所合同会社 公式サイト：<https://www.makino-fp.com>

---

■記事内容に関してのトラブル等について当方では一切責任を負いかねます。

ご自身の責任でご判断下さい。

---